

## 「谷間世代」の不平等の速やかな是正措置を求める会長声明

日本国憲法の下で司法修習制度が開始された1947年（昭和22年）から、司法修習生に対して、国から給費が支給されてきた。この給費制は、法の支配を行き渡らせ、国民の権利擁護を実現するための社会の人的インフラとして、法曹が果たす役割の重要性に鑑み司法修習生に修習専念義務（裁判所法67条第2項）を課すとともに、司法修習に専念できる環境を整えるために採用された。

しかし、財政的負担等を理由に、2011年（平成23年）11月から、この給費制が廃止されて無給となり、代替措置として、希望する司法修習生に対して、国から司法修習に必要な資金を貸与する制度が設けられた。この貸与制の下でも司法修習生は修習専念義務を課され、原則として兼業が禁止され、司法修習に必要な費用は自己負担せざるを得なかった。給費制の廃止により、司法修習生は、重い経済的負担を負い、極めて不安定な立場となった。司法試験に合格したものの、経済的理由により、司法修習を辞退する者も現れていた。

このような事態を受け、2017年（平成29年）4月に裁判所法の一部を改正する法律（平成29年4月26日法律第23号）が成立し、同年11月1日以降に採用された司法修習生（第71期以降）に対して修習給付金の支給が行われている。この修習給付金制度は、基本給付金（月額13万5000円）に加え、必要に応じて、住居給付金（3万5000円）及び移転給付金が支給されるものである。

しかし、無給・貸与制のもとで修習を行った司法修習生（第65期から第70期）に対しては、上記の修習給付金制度を遡及適用しないものとされている。そのため、特定の期間に採用された司法修習生は、従前の給費制に基づく給費も、新たな修習給付金制度に基づく給付金も受けられず、不平等な状況に置かれており、いわゆる「谷間世代」の不平等の問題が生じている。

この「谷間世代」の者も、司法修習終了後に、社会の人的インフラとして公益的な役割を果たしている点は、他の世代と何ら変わるところがない。「谷間世代」の者は、現時点では全法曹の約4分の1（約1万1000人）を占めている。これらの者に対し、不平等な経済的負担を是正することが必要である。

当会は、国に対し、「谷間世代」の法曹に対し、司法修習期間中の経済的不平等を是正する措置を速やかに講じるよう求めるとともに、是正措置が取られるまでの間、貸与金の返還を猶予する措置を取ることを求める。

平成30年9月10日

青森県弁護士会

会長 岩谷直子